

平成29年6月12日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成29年3月27日（月） 13時30分～14時20分

2 会場

ウェディングプラザアラスカ2階 クリスタル

3 出席者名

藤井会長、清野委員、對馬委員、西川委員、佐川委員
商工政策課 相馬課長他3名

4 議事の概要

- (1) 議題1 前回（平成28年12月19日）の議事概要及び届出状況等について
事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い、議事概要として承認された。

- (2) 議題2 届出案件について

■【イオン七戸ショッピングセンターの変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①来客者、利用状況から見て、駐車台数を減少しても特に問題はないと思われる。
- ②冬季間は、減少エリアや他のスペースを利用して適切な堆雪場所を確保する必要がある。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【中里ショッピングセンターの変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①夜間に搬入車両がバックブザーを停止するため事故防止のため注意喚起が必要。
- ②届出は24時間営業となっているが、大部分は21時までに閉店し、実際に夜間の営業をするのは、コンビニエンスストア部分のみで1,000㎡未満となっている。コンビニエンスストア単独では届出の対象にならないことを考えると過度な対策となっていないか。

→駐車場を一体として使用しているため一つの大規模小売店舗となる。また、夜間の騒音の最大値の基準値の超過原因が、搬入車両バックブザーとなって

いるため、バックブザーの停止は、騒音を下げるには有効な方法となっている。

- ③騒音の再々予測を行い更にバックブザーの停止等の対策を行っている。騒音対策と行うとしても、停止に伴う安全への配慮も必要。附帯要望は、この点を明確にした表現とすべきではないか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないが、附帯要望については、事務局案を会長一任により文言を修正し、下記のとおり求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で、再予測についても基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 夜間の荷さばき作業の際に、バックブザーの停止に伴う搬入車両による事故が発生しないよう安全対策を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。